

平成 24 年度名古屋大学大学院文学研究科  
学位（課程博士）申請論文

## ラタナコーシン朝前期シャムの政治構造 —政権構成と文書処理システムを中心として—

川口洋史

(要約)

### 序章 問題の所在

一般にラタナコーシン朝前期（1782-1873 年）の政治史・制度史は以下のように描かれてきた。1782 年にラーマー一世王が王朝を開くと、彼はアユタヤ以来の伝統へと回帰した。その後、政治はブンナーク家出身の権臣に牛耳られ、一方で統治制度は特に変化もせず、あるいは衰退していった。そういった兆候がいよいよ明らかになっていくのが三世王時代（1824-51 年）であった。

回帰と惰性、または衰退として、王朝前期の政治史・制度史は理解されてきた。そして王朝前期に蓄積された政治行政上の諸問題を一扫したのが五世王チュラーロンコーン（在位 1868-1910 年）であったとされる。西洋の脅威がシャムに迫るなか、五世王は弱体な王権を建て直し、立憲君主制への移行を拒否しつつ、自身による専制的な政治を可能にした。あわせて彼は属人的で非集権的な統治制度を官僚制に基づく集権的なものへと改革した。チャクリー改革とも呼ばれるこの近代化政策によって、19 世紀末から 20 世紀初頭にシャムはまったく正反対な国家へと変貌したのであった。

しかし、そのような通説的な歴史像は、まさに五世王をはじめとする近代化当事者の言説を多分に継承していると言わざるをえない。さらに、彼らの言説に従っていると、なぜ一切の前提がないにもかかわらず、19 世紀末にまったく性格の異なった国家へと突如として転換しえたのか、説明できない。したがって、今求められているのは、視座を同時代たる王朝前期に移し、近代人の言説によらずにその時代を理解することなのである。

そのため本論文は、ラタナコーシン朝前期（1782-1873 年）における政治構造—具体的にいえば、誰がどのように政治を運営していたのか—を、その背景をも含めて、同時代である近世末期に視点を置いて解明することを目的とする。政治運営の具体的な姿は、特に 1820 年代から現存数が増える行政文書を古文書学的に分析することによって明らかにしうるはずである。政治構造の解明を通して、アユタヤ以来の伝統に回帰し、以後 19 世紀後半にいたるまで無変化、あるいは衰退し、五世王による近代化によって否定されたと考えられてきたラタナコーシン朝前期の政治史・制度史を見直すことを目指した。

あわせて序章では『トンブリー朝年代記』、『ラタナコーシン朝年代記』、『三印法典』、そして行政文書について史料学的な解説を加えた。

## 第1章 一世王政権再考

第1章では一世王政権の構成を再検討することを通して、同政権の歴史的な位置づけを明らかにした。1767年にアユタヤがコンバウン朝ビルマによって滅ぼされたのち、タークシンがトンブリー朝を開いた。このタークシン政権は出自のよくわからないものたち、おそらくは平民によって構成されていた一方で、タークシンを打倒して1782年に王朝を開いた一世王（在位1782-1809年）はアユタヤ以来の名門、すなわち上級官僚を出してきた家系の出身者を権力の基盤にしていた。すなわちトンブリー朝からラタナコーシン朝への交替は、名門出身者からなる一世王集団が、おそらくは平民出身者によって構成されていたタークシン集団から政権を奪還し、アユタヤ以来の伝統を復興する過程であった、と先行研究は主張してきた。

とすれば一世王の国家はアユタヤ的国家へ回帰であった、ということになるが、あらためて一世王の諸政策を検討すると、儀礼次第から初代アユタヤ国王像への礼拝を削除し、アユタヤ仏教をあまり評価せず、国制にも変更を加えるなど、単純にアユタヤ以来の伝統に回帰することを目指したものとは言いがたい。むしろ両政権の政策には類似するところが少なくない。ともに華人商人とのつながりが深く、清との交易を経済基盤としていた。さらに重要なのは、まさに先行研究が違いを強調してきた両政権の仏教政策に連続性が認められる点である。このように両政権の政策が類似していたとなれば、一世王政権の性格もまた再検討が必要になってくる。

そこで一世王政権の構成員をあらためて検討すると、先行研究は建国の彼らをアユタヤ以来の名門出身者と理解したが、その根拠は薄弱と言わざるをえなくなった。彼らはむしろタークシン政権と同じく、出自のよくわからないものたちであり、同時代史料に依拠する限りでは名門の出とは考えにくい。同時に、一世王政権の構成員は、タークシン政権と同じく君主との人格的紐帯によって結集しており、武人的性格を濃厚に持っていたことが明らかになった。

タークシン・一世王両政権がそのような性格を帯びるにいたった背景は、15世紀から東南アジア全体を巻き込んできた交易ブームが17世紀後半に終わったことに端を発する経済的・社会的変容であったと考えられる。交易の時代の終焉にともなって、東南アジアと日本やインド、ヨーロッパとの交易が不振に陥るなか、アユタヤは18世紀前半に交易相手を清にシフトさせて生き残りを図った。そのような交易構造の変化にともなって、17世紀に権勢を振っていた、西アジア・南アジア出身のムスリム官僚が没落する一方で、華人を中心とする、対清交易を基盤とする新興階層がアユタヤの支配者層に食い込んできた。対清交易を基盤とし、華人商人とのつながりの強いタークシン・一世王両政権は、そのよう

な新興階層を母胎として立ちあらわれてきたものと考えられる。

となればトンブリー朝からラタナコーシン朝への交替も、アユタヤへの回帰とは理解できなくなる。先行研究にあるように、アユタヤの滅亡によって社会と経済が著しく混乱するなか、生存のために各地に叢生した諸集団を、やはりそのような集団のひとつの長であったタークシンが財貨の再配分によってまとめあげたのがトンブリー朝であった。ところがそのような賑恤政策は、1775年にビルマ軍の侵攻によって大打撃を受けると、立ちいかなくなったようである。1780年に入ると、タークシンはついに収奪の強化に転じた。これは彼自身が王朝の構成原理に背馳したことを意味し、したがってトンブリー朝が解体を始めたのは必然的な結果であった。王朝交替は、一世王集団がタークシンをその一党もろとも排除して、再び自集団への財貨の再配分に政策を戻しつつ、国家を維持可能な規模まで縮小再編する過程であった、と理解できるのである。

このように、一世王政権はアユタヤ的国家への回帰というよりも、18世紀前半からの歴史的展開の帰結であった、と考えられるのである。それでは、その後の政権の性格をどのように理解すればよいのか、それを検討したのが第2章である。

## 第2章 二世王時代から五世王時代初期（1809年から1880年代）における政権構成とその背景

一般に、ラタナコーシン朝は建国以後、西洋の衝撃を受ける19世紀後半まで特に変化しない、あるいは衰退していくと考えられてきた。それは特に政治行政において顕著であり、建国功臣の1人であるブンナークを祖とするいわゆるブンナーク家が王家や他の有力家系と姻戚関係を結ぶことで権勢を振るい（門閥政治論）、一方で統治システムは崩壊・混乱していく、というのが通説である。とりわけ三世王期は無変化の時代、あるいはそのような傾向がいよいよ顕在化してきた時期として否定的に評価されてきた。

しかし、ラタナコーシン朝前期の政治史を、ブンナーク家による一貫した権勢の拡大として把握しておけばそれでよいのか、姻戚関係を見ておけばすべて説明がつくのか、疑問である。そのため第2章では二世王時代（1809-24年）から、五世王によって中央省庁が再編された1892年までの6つある大臣ポストの構成を再検討することを通じて、門閥政治論では捕捉できない政治的潮流が存在したことを示し、あわせてその背景を明らかにすることを目標とした。

通説が強調するブンナーク家の権勢は、ブンナーク家が一世王・二世王と姻戚関係にあったことに端を発し、同家とその姻戚が兵部省（*krom kalāhōm*）と港務省（*krommathā*、大蔵省 *krom phrakhlāng*）の両大臣職を独占してきたことにあった。その権勢は三世王時代（1824-51年）と四世王モンクット時代（1851-68年）を通して一貫して上昇し、五世王時代初期、1868年から73年にチャオプラヤー・シースリヤウォン（チュアン・ブンナーク）が摂政を務めたことで絶頂に達した、と理解されてきた。

確かに、建国の功臣が大臣職をほぼ独占した一世王時代を経て、二世王時代になると、王家と姻戚関係にあるブンナーク家が台頭を始めた。しかし、三世王時代に入るとブンナーク家は他家との婚姻関係を限定するようになった。そのため、大臣に占める同家とその姻戚の割合は一世王・二世王時代よりも少なくなってしまう。また、ブンナーク家が掌握していた財務機構は、王室独占交易を担当する商務大蔵局（*krom phrakhlang sinkhā*）であった。しかし、三世王時代に入ると、王朝の経済基盤が対外交易から国内への課税にシフトしていった。それらの税の多くを管理していたのは管財大蔵局（*krom phrakhlang mahāsombat*）であった。ところがブンナーク家から管財大蔵局長が出ることはなく、むしろ三世王と四世王は常に腹心を同局に配置していた。

このようにブンナーク家の婚姻政策と財政支配には限界があったのだが、それだけにとどまらない。大臣の官職履歴を見ると、一世王時代から二世王時代までは、港務省から大臣に昇任する傾向にあった。しかし三世時代から五世王時代初期になると、大臣をもっとも多く出したのは、ブンナーク家が掌握していない民部省（*krom mahāthai*）であった。くわえて民部省から出た大臣のほとんどは、ブンナーク家に代表される、一世王時代に大臣となった建国功臣の後裔ではなかった。つまり彼らは家系によって大臣職を得た可能性が低いのである。

かくのごとく、三世王時代におけるブンナーク家の権勢は一世王・二世王時代からの余光であり、その拡大は足踏みを余儀なくされていた。と同時に、門閥政治論では民部省から昇進した大臣の存在を説明できないのである。

それでは、なぜ三世王時代以降、港務省に代わって民部省からもっとも多く大臣に昇進するようになったのか。民部・兵部・港務の3部局は地方行政を分掌していた。民部省は今日のタイ中部・北南部・カンボジア西部の地方行政とその外縁に位置する朝貢国との連絡を担当していた。一方、兵部省は南部を管轄し、港務省はシヤム湾沿岸部の地方行政のほか、外交交渉や王室独占交易にも関わっていた。したがって、地方統治の展開をそれぞれの管轄域に即して、王朝の経済基盤も視野にいれながら見ていくことが、上記の疑問の解明につながった。

一世王時代から二世王まで、王朝政府による地方はそれほど強くはなかったようである。アユタヤが滅亡したのち各地に割拠した集団の長が引き続き在地していたと考えられ、王朝政府は彼らを地方国主として把握していたが、いまだ彼らを徴税体系に位置づけることはできなかった。むしろ王朝の財源として重要であったのは、主に清を中心とした対外交易であった。そのため一世王・二世王時代では港務省から比較的多くの大臣が出たものと考えられる。ブンナーク家が王室独占交易に関わる同省と商務大蔵局に食指を伸ばしたのも、同様の理由による。

ところが三世王時代に入ると、地方統治に変化が見られた。1820年代から民部省の管轄域が東北部に大きく拡大し、税役が賦課されるとともに、中部や北南部、カンボジア西部においても収奪が強化された。その結果、王朝の経済基盤が対外交易から国内への課税へ

と変化した。その背景として、イギリスと結んだ条約によって王室独占交易が順次廃止させられたこと、対外交易の隆盛にもなって国内商業が発展していたこと、および阮朝ベトナムとの戦争が挙げられる。

このような変化にもなって、三世王時代から港務省にかわって民部省から大臣が出るようになったと考えられる。同時に、民部省管轄域における税役賦課の強化にくわえて、四世王時代以降から在地権力に代わって王朝政府から派遣された官僚が地方官に就任することが増えていった点は、19世紀末20世紀初頭に完成を見る中央集権的な地方行政を予感させるものであった。このことは、近代化以前の地方統治をひたすら非集権的、非官僚制的なものとして捉えてきた先行研究に見直しを迫るものである。

一方、ブンナーク家が大臣を務めていた兵部省の管轄域では、三世王時代に集権化が進むどころか、在地権力の拡大が見られた。そのため、兵部省は地方統治と財政のうえで民部・港務省ほど重要ではなく、そのため兵部省からはほとんど大臣が現れなかったのである。

かくのごとく、第2章では二世王時代から五世王時代までの政治史を、姻戚関係に基づくブンナーク家による一貫した権勢の拡大として捉えることには無理があることを示し、むしろ同家の権勢が絶頂へと向かう三世王時代から五世王時代初期に、地方統治と経済基盤の変容を背景に、同家とは関係のない民部省官僚の台頭が見られたことを明らかにした。

それでは、それら大臣へと登った民部省官僚とは何者なのか。また、ブンナーク家の権勢が姻戚関係のみによるものではないとすると、五世王が即位するとともにチャオブラヤー・シースリヤウォンが摂政に就任したことをどのように説明すればよいのか。それらの点を含めて、第3章と第4章では三世王時代から四世王時代の政治構造を、文書処理システムの観点から検討した。

### 第3章 三世王時代における文書処理システム —民部省を事例として—

第2章で明らかにしたように、三世王時代に民部省の管轄域が拡大し、そこへの税役賦課が強化されたことにもなって、地方と中央のあいだを行き来する文書はそれ以前よりも大きく増加した。これら行政文書の書式や、その処理に誰が関わったのかを見ることで、文書の本文を読むだけでは知ることのできない、王朝政府の日常政務を明らかにすること可能となる。

そこで、第3章では行政文書が王朝政府においてどのように処理・発給されていたのかを検討することによって、三世王期（1824-51年）の政治構造を明らかにすることを目標とした。史料的制約から、民部省における文書処理システムが検討対象となるが、それはとりもなおさず、第2章で指摘した、大臣へと就任するようになった民部省官僚の性格を明らかにすることにつながる。

地方国や朝貢国から民部省に送られてきた上申文書は以下のように処理された。下級の

書記である当直官 (nāi wēn) が上申文書を受け取ったのち、その写しを作成してそれを民部大臣 (samuhanāyok) などの官僚に渡した。彼らは上奏の要不要を判断して、必要であれば一日 2 度宮殿で行われる謁見に際して、文書を読み上げて三世王に内容を伝達していた。地方から直接三世王に上奏文が提出されることはなく、いちいち官僚に上申文書を宛てて、官僚を経てから三世王に内容が伝達されていた。

一方、民部省から地方国と朝貢国に下される命令文書は、基本的に民部大臣が差出人となって、勅命を伝達するという形式を採っていた。三世王までの歴代君主が地方に直接文書を宛てることはなかった。

それら命令文書の草案には発給過程が付記されることが多かったため、そこから文書の発給過程をある程度復元することが可能となる。命令文書は民部省の中級・高級官僚が起草し、彼らのあいだで閲覧や修正がなされた。それから民部大臣チャオプラヤー・ボーデインデーチャー (シン・シンハセーニー) がその発給を決裁していた。ただし、彼はベトナムとの戦争を指揮するため、長期にわたって都を空けていたため、そのあいだは民部大臣代理として、人員登録局長 (cao krom phrasuratsawadi) プラヤー・ラーチャスパーワディー (黄道) と北方担当民部局長 (cao krom mahātthai fāi nūa) プラヤー・マハーアムマート (ポーム) が決裁を行っていた。

命令文書がビルマやベトナムに関わるような重要案件であれば、三世王の決裁を経て発給された。その場合は、起草や修正・閲覧を経たのち、主に民部大臣代理や帳簿担当次官が 1 日 2 度の謁見に際して三世王に上奏して決裁を求めた。これは民部大臣が首都に不在のためであり、本来は彼がその任にあったものと考えられる。上奏の際は三世王に草案を提出するのではなく、読み上げることによってその内容を伝達した。

決裁が終わると、下級の書記である当直官が清書し、民部大臣の印を捺してから、文書を通送するものに手渡された。

では、以上のような文書処理システムから何を指摘することができたのだろうか。

第一に三世王時代の政治構造である。このような文書処理システムは、民部省のほか同様に地方行政事務を担当していた兵部省と港務省に当てはまるものと考えられる。したがって、地方からの上申文書は必ず官僚の手を経てから、必要に応じて謁見において口頭で三世王に伝達されていた。また、命令文書の大部分はその決裁を官僚の手に委ねられており、三世王は彼らが口頭で上奏する重要な案件のみを自身で決裁していた。三世王と地方を直接結ぶ文書は基本的に存在せず、常に両者の間に地方行政を担当する 3 部局の官僚が仲介していた。このような文書処理過程から、三世王時代の政治構造は、一般的な地方行政に関しては 3 部局それぞれの官僚たちが処理し、重要な案件であれば、三世王に報告する、また政策を立案したのち、三世王の決裁を待って執行する、というものであったと考えられる。このように日々の政治が運営されていたとすれば、それは三世王にとって政治を主導しにくいものであったと考えられる。

ただし、三世王時代の政治構造が王権にとって完全に不利なものであったと判断する

のは早すぎる。文書処理システムから見えてくる第二の点、実務を担当していた民部省官僚の台頭を見逃してはならない。第2章第1節で指摘したように、三世王期から五世王期初期にかけて民部省のポストを経て大臣に就任する官僚が増えていった。彼らはまさに第3章で明らかにした、文書処理を担当する中級・高級官僚たちであった。すなわち、地方支配の拡大と強化に応じて、民部省と地方を往来する行政文書が増加していった。それにもなって、行政文書処理・発給する実務官僚たちの重要性が高まったのである。しかも民部省から大臣に登った官僚のほとんどは、有力な建国功臣の後裔ではない。したがって彼らは家門の力ではなく実務によって出世した可能性が高い。三世王はブンナーク家をはじめとする有力功臣家に相応の大臣ポストを与える一方で、重要性の高まってきた民部省の実務官僚を大臣に就け、もって有力功臣家を牽制し、王権の相対的な安定化を図ったものと考えられる。その傾向は四世王時代を経て五世王時代初期まで続いた。

もうひとつ指摘しておかなければならないのは、これら民部省官僚の台頭はラタナコーシン朝の変化を示していることである。第1章で見たように、一世王政権は武人的性格が強く、その経済基盤は主に清との交易であった。そのような傾向は三世王時代最初期まで続いた。しかし、三世王時代以降の民部省官僚は軍事能力や対外交渉への貢献によって大臣となったわけではない。王朝の経済基盤が対外交渉から国内における課税へとシフトしたことにくわえて、政権の性格が武から文へと重心を移したことが、三世王時代における変化として指摘できよう。そのような変化を体現する人物として、チャオプレーヤー・ニコーンボーディン（黄道。三世王時代の官位・欽賜名はプレーヤー・ラーチャスパーワディー）が挙げられる。

第三に指摘すべきことは、文書システムの整然としたすがたである。文書の書式も、その処理過程も特に混乱を見いだせず、一定のパターンを保っていた。このことは、近代化直前の統治制度は混乱におちいり、機能していなかった、と見なしてきた既存の制度史研究に見直しを迫るものである。と同時に、パターン化していた文書システムとそれを担っていた実務官僚の存在は、第2章で指摘した三世王以降における地方統治の変化とともに、五世王時代に構築される官僚制的な行政制度を予感させるものであった。

とはいえ、五世王時代に視点を据えて、そこから三世王時代の文書システムを評価しているのは、五世王時代を基準としてそれ以前を評価してきた多くの先行研究と同じく、その歴史性を見失わせる結果になりかねない。むしろ本稿が行うべきは、秩序だった文書システムが、なぜそのようなになっていたのかを同時代の論理によって説明することであったはずである。もうひとつ問題となるのはチャオプレーヤー・シースリヤウオン（チュアン・ブンナーク）である。第3章によって、第2章で見たブンナーク家の権勢の限界がより明らかになった。同家は民部省を掌握できなかったためである。しかし、そうであるならば、なぜ五世王時代にチャオプレーヤー・シースリヤウオンが摂政に就任しえたのか、いよいよ疑問になってくる。これらの点をも含めて第4章では四世王時代の文書処理システムを検討した。

#### 第 4 章 四世王期における文書処理システムと王権 —カンボジア関係文書を主な史料として—

出家しているあいだに新たな宗派を創設するなど、とかく行動的であった四世王は、1851年に即位すると政治に意欲を燃やした。彼が直接関わった多くの文書の存在がそれを物語っている。第 2 章第 2 節で触れたように、徴税請負制の爆発的拡大とともに王族の経済基盤が拡大したと考えられるため、そのような国王による親政へと向かったことはある程度必然的であったと思われる。しかし先行研究は、親政が始まるどころか、むしろ四世王時代から五世王時代初期にこそ、ブンナーク家の権勢が絶頂に達したことを強調してきた。

そのため第 4 章では、主にカンボジアに関係する行政文書を史料として用いながら、四世王時代（1851-68 年）の文書処理システムを明らかにすることで、四世王は具体的にどのように政治に関与していたのかを明らかにし、あわせて親政への指向とチャオプラヤー・シースリヤウォンの台頭という、一見相反する動きを統合的に説明することを目標とした。

第 3 章で明らかにしたように、三世王時代の政務形態は国王の意思を政治に反映しにくいものであった。そのため三世王とは異なり、四世王は地方からの上申文書の写しや、官民部省僚が起草した命令文書の草案を読み、それに対する処置を書き込み、または草案を修正することによって、自身の意思を官僚に伝えようと努力した。ただし、彼が手にとって読むことができるのは、官僚から提出される文書に限られていた。既存の文書処理に従ってはいは、親政など程遠いものであった。そのため四世王は地方や中央の官僚、そして朝貢国王たちと直接文書をやり取りすることによって、自ら政治を運営しようとした。これが宸筆（*phrarāṭchahatthalēkhā*）と上奏文（*nangsū krāpbangkhomthūn*）が用いられた契機である。

それまでの諸王と異なり、四世王は王朝政府の官僚や地方官、朝貢国王に直接宸筆を宛てていた。宸筆は四世王によって手ずから起草され、また基本的に第三者に読まれることを想定していなかったため、官僚のあいだで回覧され、また謁見の場で読み上げられる行政文書とは異なっていた。その様式も既存の文書にないものであった。

そのような宸筆は、既存の文書秩序から逸脱することで成立した。19 世紀前半、君主は他国の君主とのみ文書を送受しうる、というのが「慣習（*thammaniam*）」であった。その「慣習」にしたがえば、宸筆や上奏文は用いられるはずがない。第 3 章において明らかにした行政文書の書式や、官僚が地方・朝貢国と国王のあいだに立って文書を仲介していたことも、この「慣習」を前提とすれば納得がいく。19 世紀前半の文書システムは同時代の論理からすれば、理にかなったものであった。

このような「慣習」は、18 世紀末から 19 世紀初頭に、一世王が清朝や阮朝ベトナムと「国書（*phrarāṭchasān*）」をやり取りするなかで成立したものと考えられる。いわば、内政外交を問わず、ラタナコーシン朝前期の文書システムは、上記の「慣習」を軸に編成されてい



たのである。しかし、19世紀なかばに外交秩序を形成するものが条約へと移るにつれて、「国書」の重要性が低下するとともに、この「慣習」も弛緩し始めた。これにともなって四世王時代に宸筆と上奏文が用いられるようになったと考えられるのである。

宸筆の機能は、そのような過渡的状況を反映したものであった。宸筆は四世王から直接下された指示であるにもかかわらず、少なくとも彼自身は、宸筆よりも民部大臣の名で発給される命令文書を優先するように、カンボジア王族や派遣された官僚に命じていた。

したがって、宸筆を用いていたといっても、なお親政へと移行したとはいいがたいのであるが、その前に上奏文を検討しておかなければならない。

地方からの上申文書は、官僚の手を経てから上奏されるため、王に情報が伝わるまで時間がかかり、また王まで文書が上がってこないことがあった。これに不満を覚えていた四世王は、中央政府や地方の官僚、および朝貢国の王族に対して直接四世王に上奏文を提出するように命じた。

ところが、上奏文の使用は振るわなかった。先に述べたように、君主ではないものが君主に文書を直接宛てることはできなかったからである。ただし単に不敬であっただけではなく、外交秩序を担う「国書」の権威に抵触するがゆえに、官僚たちは上奏文の提出に踏み切れなかったのだろう。

そのようななかで、ただひとり、政治的な案件について、かつ継続的に上奏文を四世王に送っていたのが、兵部大臣チャオプラーヤー・シースリヤウォンであった。1863年にフランスによって保護国化されてしまったカンボジアを、シャム王朝政府はなお朝貢国として維持しようと試みるなか、シースリヤウォンはこの問題について上奏文を用いていた。彼はカンボジア王族や派遣された官僚から送られてくる上申文書を要約して上奏文を作成して四世王に報告していた。カンボジアに関して四世王から諮問された際にも、彼は上奏文によって答申した。その答申は多くが政策に反映されたことが確認できる。

ついに四世王は、1864年にフランス側との交渉も含めて、カンボジア問題に関する政務をすべてシースリヤウォンに委任してしまった。民部大臣チャオプラーヤー・ニコーンボーディンが死去し、港務大臣チャオプラーヤー・ラウィウォンが退任したことも手伝って、シースリヤウォンは一大臣にすぎないにもかかわらず、フランスとの交渉、民部省からカンボジアに発給される命令文書の決裁、同地から民部省に送られてくる上申文書の処理、そして上奏文による報告や答申を行うにいたる。四世王は宸筆さえも彼に修正させるようになった。四世王はカンボジア問題に強い関心を寄せてきたにもかかわらず、それに関わる政治的回路のすべてがシースリヤウォンに集約されてしまった。このときシースリヤウォンは事実上四世王の摂政となったと言っても過言ではあるまい。となれば、1868年に五世王が即位すると、シースリヤウォンが摂政に就任したのは、実態にふさわしい役職が用意されたものと理解することができよう。

このように宸筆と上奏文を利用することによって、政治を主導しようとした四世王の意図は、かえってシースリヤウォンの政治的重要性を増さしめる結果に終わった。

第 4 章で明らかにした文書処理システムの展開から、以下のことが指摘できる。ひとつは、文書システムの同時代的論理である。先に見たように、ラタナコーシン朝前期の文書は、その書式も処理過程も、「君主は他国の君主としか文書を交わさない」という「慣習」にしたがって整然と編成されていた。この「慣習」に照らしあわせれば、四世王が目指した親政はそこからの逸脱であった。しかしなお「慣習」が存立していたがゆえに、かえって君臣を仲介するシースリヤウォンの政治的立場を強化してしまったのである。

次にシースリヤウォンの歴史的 position である。第 2 章で論じたように、シースリヤウォンが摂政に就任しえたことを、門閥政治論だけで説明するのは困難である。三世王時代から、有力功臣家とは関係のない、民部省に役職を得た実務官僚が台頭してきたためである。しかし第 4 章によって、シースリヤウォンは兵部大臣でありながら、民部省の実務、それもきわめて政治性の強いカンボジアに関する文書の処理を一手に引き受けるようになったことが明らかになった。シースリヤウォンは、建国功臣のなかでも特に政治的上昇を果たしたブンナークの後裔であっただけでなく、三世王時代から重要性を増した民部省の実務に食い込んでいたのである。彼はそれら双方の潮流を一身に体現した唯一の存在であった。これによって摂政に就任したのが彼だけであったことも説明がつく。

もうひとつは国王親政の萌芽である。最終的に挫折を余儀なくされたが、四世王が宸筆と上奏文によって、すくなくとも前代までに比べれば、自ら政治を主導しようとしたことは確かである。そのような親政への動きは、王族の経済的基盤の拡大のほか、条約体制によって「国書」に基づく国際秩序が動揺しはじめたのにもなって、文書システムを貫く「慣習」も揺らぎつつあったことが背景にあったといえる。四世王時代の政治構造は五世王時代に確立する親政を準備しつつも、なお「慣習」も存立していたがゆえに、完全な親政体制とはなりえなかったものと評価できる。そのような親政への流れのなかでは、シースリヤウォンの摂政体制は過渡期として位置づけられよう。

## 終章 結論と展望

終章ではそれまでの議論をまとめるとともに、ラタナコーシン朝前期の歴史的 position づけを見なおした。本論文の考察からラタナコーシン朝前期は回帰と惰性というよりも、シャムが国際環境の変化に対応しながら、成立・変容してきた歴史として捉えられる。特に三世王時代は、これまで変化のない時代、あるいはのちに近代化によって排除される諸問題が蓄積されはじめる時代として理解されてきたが、むしろ少なくとも方向としては中央集権化と官僚制化が始まった時期であった。したがって三世王時代は、四世王時代とともに近代シャムを予感させる時代であったとも考えうる。

かくのごとく、近年の東南アジア近世史研究が主張するように、シャムについても近世末期、特に三世王・四世王時代が近代シャムを準備・規定している側面があることを提示した。その一例として、1885 年に若手の王族と官僚が五世王に今後取るべき政治方針を記

して提出した上奏文を取り上げた。そこで彼らは、五世王の絶大な権力を批判し、議会なき立憲君主制への移行を提案した。内閣を構成する大臣が政治運営を主導し、国王は彼らに勅裁を与えさえすればよいという政治体制が提示された。また上奏者は、大臣を家系によってその職に就いたものと、職務上の功績によって就任したものに分け、権益にあまり縁がなく、王権にとって御しやすい後者を大臣に就けるように請願した。

このような政治体制は、むしろ王朝前期、特に三世王時代以降のそれによく似ている。すなわち、政務は官僚が主導し、必要があれば国王がそれを決裁して政策が実行された。大臣は有力な建国功臣の一族のほか、実務によってその職を得たものもいた。このような王朝前期の政治構造を踏まえて、それを何とか西洋近代へと接合させるために提示されたのが、1885年の上奏文であったと考えられる。

そのように考えると、上奏者たちが議会の設置を時期尚早としたのにも納得がいく。この点は近世後期の日本と比較するとより明確になる。日本では意思決定過程への参加が拡大し、幕府も政策の正当性を公論に求めたことが、代議制へとつながったという。一方、19世紀半ばまでのシャムでは、王朝政府の官僚と国王のあいだで意思決定がなされるにとどまり、政策の根拠を公論に求める必要もなかった。そのような状況から、上奏者は議会制を時期尚早と判断したのかもしれない。

しかし五世王は立憲君主制への移行を拒絶した。彼は四世王が目指した王権の強化を継承した。五世王は王弟たちをヨーロッパに留学させたうえで要職に就けることで、君主の政治権力を強化していったのであった。五世王にとって近代化はあくまで王権強化の手段でしかなかったため、五世王時代の近代化は官僚制的な中央集権化ぐらいしか見るべきものがないとされてきた。その指摘はもつともであるが、王朝前期に準備された近代シャムの萌芽がその程度のものであったがゆえに、五世王時代の改革は不十分なものに留まったとも解釈できよう。

## 付録 文書史料のテキストと和訳

付録では、本論で利用した文書史料のなかから5点を選び、そのテキストと和訳を提示した。それらは政治史研究にとって重要なものであるとともに、文書の書式や処理を知ろううえで有益なものである。また、文書史料の和訳ほとんどなされてこなかったため、それ自体貴重なものである。